# レーゲンスブルク宗教会議(1524年)

### ― 『合意』と『改革条例』の分析を中心に―

島 田 勇

#### はじめに

1524年6月27日から7月7日まで、騎士戦争と農民戦争という動乱期のはざまにレーゲンスブルク宗教会議(Konvent)<sup>(1)</sup> は開催された。帝国都市レーゲンスブルクでのこの会議に、帝国代官である、ハプスブルク家のオーストリア大公フェルディナント、教皇特使ロレンツォ・カンペッジョ、ヴィッテルスバッハ家のバイエルン公兄弟(ヴィルヘルム6世とルートヴィヒ10世)、ザルツブルク大司教マテウス・ラング、トリエント司教ベルンハルト、レーゲンスブルク司教区管理者(administrator)ョハンのほかに、バンベルク、アウクスブルク、シュパイヤー、シュトラスブルク、コンスタンツ、バーゼル、フライジング、パッサウ、ブリクセンの各司教の代理が参加した。<sup>(2)</sup>

この宗教会議の時期には、カトリック勢力にとって、1521年のウォルムス帝国議会で決定されたマルティン・ルターの帝国追放をいかに実現するか、各方面から開催が要求されていた普遍公会議あるいは国民公会議をいかに扱うか、など問題は山積していた。<sup>(3)</sup>

シュパイヤーで開かれることが計画されていた、国民公会議の開催は、フェルディナント大公の兄である、当時スペインにいた、神聖ローマ皇帝カール5世によって最終的には1524年7月15日に拒否される運命にある。40 教皇庁の立場は微妙であった。カール5世には国民公会議の禁止を示唆し、同時にドイツの聖職者の改革も欲していた。50 このときレーゲンスブルクに集まったのは、バンベルク司教の代理を除いて、バイエルンと

オーストリアの支配領域の司教たちの代理であったが,この宗教会議は小公会議の性格をもち,さまざまな勢力の思惑が錯綜していた。<sup>⑤</sup> また,ここで作られたカトリック勢力の同盟が,ドイツの宗教的分裂を確定する始めであったと評価されている。<sup>⑥</sup>

バイエルン公兄弟は、福音派諸侯と同様に、バイエルン公領での国家教会(領邦教会)をめざしていたと言われる。『ハプスブルク家のフェルディナント大公は、過激な対抗宗教改革をめざす、バイエルンの独走をとどめようとしていた。というのは、オスマン・トルコ問題をかかえるハプスブルク家は、福音派諸侯との妥協の道を捜していたからである。『教皇特使カンペッジョは、バイエルンとの妥協を進める教皇庁を代表していた。ザルツブルク大司教マテウス・ラングの立場はよくわからない。大司教として教皇庁の意向を聞く立場にあるが、他方でザルツブルク大司教管区は、バイエルン公領を含んでいた。また、司教たちの中には、ヴィッテルスバッハ家出身の者が少なからず居り、バイエルン公兄弟と意見を共にしていたようである。1524年5月にハイデルベルクで開かれた弩射撃大会に、ヴィッテルスバック家の人々が集まったが、そこで何らかの(おそらく反ハプスブルクの)合意があったと見なされている。『『

レーゲンスブルク宗教会議では、7月6日に『合意』(Einigung)が、7月7日に『改革条例』(Reformordnung)が制定された。<sup>GIII</sup>『合意』はドイツ語で、『改革条例』はラテン語で書かれている。『合意』と『改革条例』は、宗教対話(Religionsgespräche)が試みられた1530年代から1540年代初め、さらにトリエント公会議(1545~1563年)、1555年のアウクスブルク帝国議会を越えてドイツ、とくにオーストリアとバイエルンにおいて影響力をもった。<sup>GI2</sup>

ここでは、『合意』と『改革条例』の内容の分析を中心に、レーゲンスブルク宗教会議に集まった諸勢力の意図を分析してみよう。

#### 1. 『レーゲンスブルクの合意』

ヴィンクラーによれば、『レーゲンスブルクの合意』は、プロテスタント に対する保守的防衛的措置であり、パンフレット、木版画、詩、歌などの 検閲、ヴィッテンベルク大学への入学の禁止、反宗教改革的制裁などを決 めたものであり、さらに農民反乱への防衛同盟をつくるためのものであっ た。(13)

史料に即して、これらのことを確認しよう。

『レーゲンスブルクの合意』は,前文と後文と11箇条から成る。™ 前文で は、ウォルムス勅令と1523年、1524年のニュルンベルク帝国議会の最終決 定が守られるべきことが謳われている。第1条は,福音書を,キリスト教 の慣習を妨げるように説教したり、間違った意味で解釈してはならないこ と。第2条は、聖職者が司教によって試験されるべきこと、今まで説教し てきた聖職者も試験されること、いんちき説教が排除されること。第3条 は、聖職者の誤用の除去と秩序の建て直しのため、作られたこの秩序に従 わないものは罰せられること。第4条は、ミサや秘蹟の授与、断食、祈 禱、告解,供犠などの慣習を変更しないこと,告解や罪の赦し(absolutio) なしに秘蹟にあずかる俗人を罰すること、両形色の聖体拝領を受ける俗人 を聞すること、肉の断食を破る者を罰すること。第5条は、逃亡した修道 土、尼僧、結婚した司祭、助祭、副助祭は罰せられること。第6条は、印 副業者は支配者の許可なく本や絵を印刷してはならないこと。第7条は、 ルターやその仲間、あるいは異端の本や禁止された本、恥ずべき書き物、 絵は売買されたり贈られたりしてはならず、その他の方法でも広められて はならないこと,そのために監視者を置くこと。第8条は,ヴィッテンベ ルク大学で修学している者は、『合意』の発布以後3カ月以内に故郷に帰 るか、他の大学に移籍すること、今後もヴィッテンベルク大学で学ぶ者 は、聖職禄を得られないことなど。第9条は、この箇条書を実行し実現す るため、委員会を任命して、注意を払い、情報を得て、故意に罪を犯す者 を尋ね調べ、役人に届け出ること。それによって犯罪者が捕らえられるべ きこと。第10条は、レーゲンスブルクに集まった諸侯がこの『合意』を実行するために同盟を結ぶこと、ウォルムス勅令、ニュルンベルク帝国議会の最終決定のために犯罪者を真剣に罰すること。ルター派や異端は領邦から追放され、諸侯の国々で禁じられること。第11条は、他の諸侯が同盟に加わりたいなら、受け入れる用意があることを決めている。(15)

この『合意』は、プロテスタントの宗教改革に対抗しようというものだが、ヴィンクラーの言うようには、農民反乱への対応に役だったとは思えない。<sup>(16)</sup> たしかに、ルターの宗教改革がなければ、ドイツ農民戦争はあれほどの広がりを持たなかったであろうが、まだ、農民戦争が勃発するかどうかは当然判らないはずである。

#### 2.『レーゲンスブルク改革条例』の成立

『レーゲンスブルク改革条例』は、38箇条から成る。『レーゲンスブルク 改革条例』の内容を、レーゲンスブルク宗教会議に提出された、『バイエル ン公の改革動議』(ラテン語、26箇条)<sup>(17)</sup> と1522年の『ミュールドルフの改 革指令』(ラテン語、22箇条)<sup>(18)</sup> の内容とを比較してみたい。

まず、1522年の『ミュールドルフの改革指令』の成立から説明しなくてはならない。ミュールドルフは、バイエルン公領内にあるザルツブルク大司教の飛び地の都市であり、そこでの宗教会議(Konvent)で1522年5月31日に『ミュールドルフの改革指令』は作成された。ミュールドルフ宗教会議に参加したのは、ザルツブルク大司教マテウス・ラング、フライジング司教フィリップ、パッサウ司教区管理者エルンスト、キームゼー司教ベルトルトなどであり、レーゲンスブルク司教区管理者ヨハンは、手紙で参加者たちに同意をしめしており、ブリクセン司教セバスティアンは、代理を参加させていた。この宗教会議には、バイエルン公領内の司教が中心となって集まっており、バイエルン公兄弟の意向が働いていたと考えられる。[19]

『バイエルン公の改革動議』は,『ミュールドルフの改革指令』とその結

果としての1523年のザルツブルク大司教管区での教会巡察(Visitation)に満足しなかったバイエルン公兄弟が、レーゲンスブルク宗教会議に向けて提出したものである。<sup>(20)</sup> バイエルンは、カトリック勢力の最前線であり、ルター問題は緊急のものだったのであろう。

さて、この3つの箇条書の内容、文章表現を対応させると<sup>(21)</sup>、表1のようになる。『バイエルン公の改革動議』の第13条から第20条までは、『ミュールドルフの改革指令』の諸箇条(第1条、第2条、第3条、第6条、第9条、第12条、第15条、第17条)への追加である。たとえば、『バイエルン公の改革動議』の第15条は、『ミュールドルフの改革指令』の第3条への追加条項であり、前者の第16条は、後者の第6条への追加条項である。結果として、おおよそのところ、『レーゲンスブルク改革条例』の前半(第1条から第19条まで)は、『ミュールドルフの改革指令』に基づいており、後半(第20条から第38条まで)は、第30条、第32条から第36条を除いて、『バイエルン公の改革動議』に基づいていることが判る。<sup>(22)</sup>

このように、レーゲンスブルク宗教会議で、イニシアティブを取ったのは、ザルツブルク大司教とバイエルン公兄弟であることは、『レーゲンスブルク改革条例』の成立過程から伺えることである。(23)

#### 3.『レーゲンスブルク改革条例』の内容

『レーゲンスブルク改革条例』は,聖職者の不正の除去,聖職者の保護を 決めたものであった。<sup>[4]</sup>

第1条は、司教やその代理によって人格や学識について証明されない者には、福音書を教えることは許されないこと。第2条は、聖職者がそれにふさわしい服装をすること、武器は持たないこと、髭やくしゃくしゃした髪をたくわえず、剃髪するこ。第3条は、聖職者は公共の飲食店を避けること、酩酊して禁止された気晴らし、冒瀆、逸脱、躓きをしないこと、輪舞、劇場、公の宴会などを避けること。第4条は、聖職者は世俗の仕事、商売などに関わらないこと。第5条は、法によって許されている以上のこ

表 1 (数字は簡条の番号を示す)

		(数字は箇条の番号を示す)
レーゲンスブルク	バイエルン公の	ミュールドルフの
改革条例(1524)	改革動議(1524)	改革指令 (1522)
1	13,14	1, 2
2	15	3
3		4
4		5
5		6 前半
6		6後半
7	16	
8		7
9		8
10	17	9
11		10
12		11
13	18	12
14		13前半
15		13後半
16		14
17	19	15
18		16
19	20	17
20	1	
21	2	
22	5	
. 23	6	
24	8	
25	9	
26	10, 22	
27	11前半	
28	11後半	
29	26	
30	_	
31	7	
32		
33		
34		
. 35		
36	0.1	
37	21	10
38	23, 24	18

とを臣民に要求する司祭が多いが、埋葬のとき以外は(謝礼を要求などし て)臣民を悩まさないようにすべきこと。第6条は,埋葬や秘蹟の授与は 拒絶されてはならないこと。第7条は,教区で司祭と臣民の間に不一致が 起こり,臣民が貧困のために抗議する場合,司教が仲裁し,貧民に不公平 に負担がかからないようにすること。第8条は、葬式や兄弟団(のお弔 い)における公の飲食店での宴会を徹底的に禁ずること、それがその地の 慣習ならば司祭の家で誠実に行なうこと。第9条は、聴罪司祭は、殺人、 異端,破門を除いて,俗人の罪を許せること。第10条は,司牧のことは無 謀に誰かに委ねられるべきでないこと、信仰告白をした者(religionem professus) は司教やその代理によって試みられるべきこと。第11条は、教 会に寄進された家や領地は維持されるべきこと。第12条は、放浪する修道 士は追放されるべきこと、修道院長が正当な理由で外へ送り出したのでな ければ、修道院に送り返されるべきこと。第13条は、修道院に編入された 教会を持つ修道院長は,そこに司教が適当と認めた者しか代理として置い てはならないこと。第14条は、現在は、無教養な司祭が学のある司祭より も多いので、人格や教義について試され、証明書を持つ人でなければ、叙 品されるべきでないこと。第15条は、聖職者は叙品の証書と称号を提出す べきであること。第16条は,聖職者は貞潔に生きるべきこと,妾をもつ司 祭はカノン法に従って処罰されるべきこと。第17条は, 説教者 (quaestor) は、司教の許可なく敬虔な人々の喜捨や奉献を自分の贅沢のために乱用し ないようにすべきこと。第18条は、ミサの知識のない司祭は、認許されて も扶養されてもならない。大司教か司教の許可証なく他の教区に自由に退 去できないようにすること。第19条は、教会金庫の管理者は、礼拝堂付き 主任司祭(rector)の許可なく、財産を建物などのために用いてはならな いこと。第20条は,属司教は職務を除いて,信徒に何か要求すべきでない こと。第21条は,祭りの数を古くからのものにだけ減らすこと。第22条 は,結婚の祝祭は,四旬節などを除いて許されること。第23条は,教会に よって決められた断食は,破門の言葉なしに公示されるべきこと。第24条 は、聖職者が殺された場合、村ではなく、個人が聖務停止とされること。 第25条は,司教は遺言なく死んだ聖職者の財産を,古くからの教会財産以 外,相続できないこと。第26条は,異端者が妻を娶ることが多いが,それ らの者を世俗の権力が拷問などで罰すべきこと。第27条は,聖職禄の年金 にかかる十分一税は禁じられること。第28条は、不充分な聖職禄は補われ るべきこと。第29条は、司教区会議(concilium provinciale)が3年に一 度,開かれるべきこと。第30条は,怠慢な聖職者から聖職禄を取り上げる べきこと。第31条は,告解も復活祭の聖体拝領もしない者には教会への埋 葬を許さないこと,ただし,突然の死の場合は除くこと。第32条は,キリ スト、マリア、諸聖人を冒瀆する聖職者は罰すること。第33条は、聖職売 買は,教父の権威によって,罰せられるべく監視されること。第34条は. 予言者,占い師,魔術師,聖なる法や教父の決定を呪う聖職者は追放され るべきこと、信仰について正しい知識を持たない偽キリスト教徒、異端、 ユダヤ教に言及する者は、司教やその代理、異端審問官によって罰せられ るべきこと。第35条は、聖職者にも俗人にも宴会で神聖な信仰について議 論することを禁じること,聖職者には聖書を読んで余暇を使うことを課す ること。第36条は,臣民を貧困へと圧迫しないように,司教は属司教たち が生きるための分け前を与えられるように配慮すること、高位聖職者も他 の司祭も貧民を思い、喜捨をすること。第37条は、司教区会議や教会会議 で公にされた,聖職者の生活の輝きをまし,躓きを防ぐ多くの決まりは守 られるべきこと。第38条は,司祭たちは,財産の喜捨を受けたからといっ て,度をすごした違犯に眼をつぶらないようにすること,異端を撲滅しヵ トリック教会を再興するため、毎年、司教区の教会会議を、必要なら俗人 も含めて、開くべきことを決めている。(25)

このように羅列されたものを区分すると、聖職者の監督、管理をめざす もの(第1条~第5条,第10条~第20条,第30条,第32条~第36条など) と聖職者の保護を決めたもの(第25条,第27条,第28条)、聖職者と民衆の 関係を述べたもの(第6条~第9条,第20条~第24条,第31条)などに大 まかに分類できる。

イェーディンによれば,第10条から第14条,第36条などは,のちにトリエント公会議が守った方針をほのめかしているという。<sup>265</sup>

#### 4. レーゲンスブルク宗教会議における変化

『ミュールドルフの改革指令』と『バイエルン公の改革動議』が、『レーゲンスブルク改革条例』の基礎となっていることは、すでに述べた。では、『レーゲンスブルク改革条例』に取り入れられなかった、前二者の文書の条項はどうなったのだろうか。また、前二者に含まれておらず、『レーゲンスブルク改革条例』で初めて取り上げられた箇条はいかなるものであろうか。順を追って見ていこう。

まず、『バイエルン公の改革動議』のうち、『レーゲンスブルク改革条 例』に取り上げられなかったものは,第3条,第4条,第12条,第25条で ある。第3条は、バイエルン公領でオリーブ油ができないので、多く輸入 されるが、民衆がオリーヴ油を料理に使うことに慣れないようにするこ と、聖週間 (septimana sancta) に乳食を用いる恩恵にあずからないが、そ れを許して欲しいということが述べられる。第4条は,バイエルン公領で は、信仰のため、金曜日に卵を食べないが、四旬節以外は卵を食べること が黙認されるようにと述べられる。これらの箇条は,バイエルンのみの慣 習であるため除かれたのであろう。第12条は、ドイツの聖俗の諸侯がニュ ルンベルク帝国議会で、ローマ教皇庁や枢機卿たちに不満を述べたのに、 それを公表しない。ルターとその仲間は、ローマ教皇庁や司教たちに反対 して多くの文書を作っている。教皇特使は、ルターの不誠実が虚偽のもと であることを民衆に知らせるべきである、と述べる。第25条は、司教が以 上のこと(それまでの諸箇条の内容)に無関心ならば,諸侯は教皇の権威 によって、司教の怠慢を補らべく、違反する者たちに対してふるまうこと ができる、とする。この第12条と第25条は、バイエルン公兄弟の過激な対 抗宗教改革、あるいは領邦教会への志向を伺わせる内容である。これらの 条項が『レーゲンスブルク改革条例』に取り入れられなかったことは、 フェルディナント大公や教皇特使カンペッジョの反対を予想させる。

次に、『ミュールドルフの改革指令』のうち、『レーゲンスブルク改革条例』に取り上げられなかったのは、『ミュールドルフの改革指令』の第19条から第22条までである。これらの箇条は、『ミュールドルフの改革指令』をどのように実行するか、ということの細則だったので取り上げられなかったのだと思われる。

最後に、『レーゲンスブルク改革条例』で初めて取り上げられた箇条(第30条,第32条~第36条)は、取り立てて他の条項との違いを云々できるものではないが、聖職者の管理を強める条項が多い。<sup>27</sup>

全体として、『レーゲンスブルク改革条例』では、『ミュールドルフの改革指令』や『バイエルン公の改革動議』に頻出した、異端、ルター派などの言葉が減少していることが、指摘できる。このことも、フェルディナント大公や教皇特使カンペッジョなどの穏和派の、バイエルン公兄弟などの急進派への牽制があったことを伺わせる。

#### むすび

レーゲンスブルク宗教会議を招集したのは、フェルディナント大公と教皇特使ロレンツォ・カンペッジョであったが、主導権を握ったのは、バイエルン公兄弟とザルツブルク大司教マテウス・ラングであった。バイエルン公兄弟とマテウス・ラングは、対抗宗教改革の実践の経験もあり、具体案も持っていた。レーゲンスブルク宗教会議が彼らに牛耳られかねなかった。フェルディナント大公と教皇特使カンペッジョの役割は、それぞれの複雑な利害に応じて、適正な改革案をつくることであった。(28)

レーゲンスブルク宗教会議は、俗権と教権の対立、ハプスブルク家と ヴィッテルスバッハ家の対立などをはらみながら、ドイツのカトリック勢 力の同盟を成立させたところに、その歴史的意味を見い出せよう。

もし、シュパイヤーで国民公会議が開催されていたならば、そこに

『レーゲンスブルク改革条例』が提出されていたことであろう。

ちなみに、のちに福音派諸侯の中心のひとりとなる、ヘッセン方伯フィリップは、1524年7月18日に訓令を出して、レーゲンスブルク宗教会議の決定に反対しているが、このことから見ると、国民公会議が開催されなかった以上、結果としてレーゲンスブルク宗教会議が、信仰分裂のもとになってしまった、という説は納得できるものである。(29)

#### 註

- (1) レーゲンスブルク宗教会議に触れている文献は、L・フォン・ランケ、渡辺茂訳『宗教改革時代のドイツ史』(林健太郎編『世界の名著47, ランケ』,中央公論社,1980年)434~455頁; Peter Blickle, Die Reformation im Reich, Stuttgart: Ulmer,1982, S. 138 (田中真造, 増本浩子訳『ドイツの宗教改革』,教文館,1991年,261~262頁); Heinrich Lutz, Reformation und Gegenreformation, 2. Aufl., München: Oldenbourg, 1982, S.28f; Hubert Jedin, Geschichte des Konzils von Trient, Bd. 1, Freiburg im Breisgau: Herder, 1949, S.174.
  - また,この時代に関する基本的邦語文献としては, G・R・エルトン,越智武臣訳『宗教改革の時代1517~1559』(みすず書房,1973年); A・G・ディキンズ,橋本八男訳『ヨーロッパ近世史―ユマニスムと宗教改革の時代―』(芸立出版,1979年)197~206頁;中村賢二郎『宗教改革と国家』(ミネルヴァ書房,1976年); H・テュヒレ他著,上智大学中世思想研究所編訳/監修『信仰分裂の時代(新装版キリスト教史5)』(講談社,1991年);成瀬治「反動宗教改革と宗教戦争」(『世界の歴史9―ルネサンスと宗教改革―』,筑摩書房,1968年)145~179頁;半田元夫,今野國雄『キリスト教史』』(山川出版社,1977年)などが挙げられる。
- (2) Gerhard B. Winkler, "Der Regensburger Konvent (27. Juni 7. Juli 1524) und die deutsche Glaubenspaltung," in: Remigius Bäumer (Hg.), Reformatio Ecclesiae. Festgabe für E. Iserloh, Paderborn u.a., 1980, S.417f; ランケ, 前掲書442頁。
- (3) Winkler, op. cit., S. 416f.
- (4) Blickle, op. cit., S.137f(邦訳261頁); Jedin, op. cit., S. 172ff.
- (5) Ibid., S.172f.
- (6) Winkler, op. cit., S.417f.
- (7) ランケ、前掲455頁。
- (8) Winkler, op. cit., S. 422f; Heribert Smolinsky, "Reformationsgeschichte als Geschichte der Kirche. Katholische Kontroverstheologie und Kirchenreform,"

- Historisches Jahrbuch 103(1983), S.377ff. プロテスタントの領邦教会制については, 中村賢二郎, 前掲書80-113頁参照。
- (9) エルトン, 前掲書122頁。
- (Q) Winkler, op. cit., S.417; ランケ, 前掲書448頁。レーゲンスブルク宗教会議に代理を送った, あるいは参加した司教のうち, パッサウ司教区管理者エルンストは, バイエルン公兄弟の弟であり, フライジング司教フィリップ, シュパイヤー司教ゲオルク, レーゲンスブルク司教区管理者ヨハンの3人は, ヴィッテルスバッハ家のプファルツ伯ルートヴッヒ5世の兄弟であった。
- (II) 『レーゲンスブルクの合意』は、Georg Pfeilschifter (Hg.), Acta Reformationis Catholicae, Bd.1, Regensburg: Friedrich Pustet, 1959 (以下 ARC 1 と略記), Nr.123, S.329-334. 『レーゲンスブルク改革条例』は、ARC 1, Nr.124, S.334-344.
- (12) Winkler, op. cit., S.423-425.
- (13) Ibid., S.418f.
- (4) ARC 1, S.330-334. 編者のプファイルシフターは, 12箇条として扱っているが, 第10条に当たるものがないので, 筆者は11箇条であると判断した。
- (5) ARC 1, S.330-334.
- (II) Vgl. Franz Ortner, Reformation und Gegenreformation in Salzburg, Salzburg: Universitätsverlag Anton Pustet, 1981, S.52-66. オルトナーは,再洗礼派と農民戦争の関係を強調し、『合意』は再洗礼派の弾圧のためのものと捉えている。
- (17) ARC 1, Nr.122, S.324-328.
- (18 ARC 1, Nr. 14, S.67-75.
- (19) ARC 1, S.1-6, S.294-297 の解説参照。
- (20) Ibid.
- (21) ARC 1, Nr. 124 の註に基づき,条文の比較により表1を作成した。
- (2) Vgl. Jedin, op. cit., S.174.
- (公) レーゲンスブルク宗教会議を招集したのは、フェルディナント大公と教皇特使ロレンツォ・カンペッジョであった。ARC 1, Nr.111 und Nr.112, S.301-305.
- (24) Winkler, op. cit., S.419f.
- 25 ARC 1, S.337-344.
- 20 Jedin, op. cit., S.174.
- (27) 本稿第3章参照。
- 図 『ミュールドルフの改革指令』では頻出した教会巡察 (Visitation) という言葉は、『レーゲンスブルク改革条例』には出てこないが、これは何を意味するだろうか。教会巡察が本格的に始まるのは、トリエント公会議以降のことであるが、ザルツブルク大司教は、1523年から教会巡察を行なっている。フェルディナント大公が領邦君主としてオーストリアで教会巡察を始めるのは、1528年のことである。フェルディナント大公は、レーゲンスブルク宗教会議の時点で教会巡察にあまり興味がなかったのではないか、と想像される。1528年のオーストリアでの教会巡察は、1524年末から1526年までの農民戦争がティロルやザルツブルク大司教領まで波及したことに

フェルディナント大公が危機感を抱いた結果ではないだろうか。バイエルンに農民 戦争が波及しなかったことの原因は、そこでは農奴制が弱かったこと、農民の世襲 保有権が確立していたことなどにも求められるであろうが、教会巡察などのバイエ ルンの努力が関係あるかもしれない。

カトリックとプロテスタントの教会巡察の相違は、独立した問題である。さしあたり, Ernst Walter Zeeden/Peter Thaddäus Lang (Hg.), Kirche und Visitation. Beiträge zur Erforschung des Frühneuzeitlichen Visitationswesens in Europa, Stuttgart: Klett-Cotta, 1984; Ernst Walter Zeeden/Hansgeorg Molitor (Hg.), Die Visitation im Dienst der kirchlichen Reform, 2. Aufl., Münster: Aschendorff, 1977; 中村賢二郎, 前掲書83頁以下参照。

29 ランケ, 前掲書453頁; Blickle, op, cit., S.137f (邦訳261-262頁).

#### THE CONVENT IN REGENSBURG OF 1524

## **《Summary》**

Isamu Shimada

The convent in Regensburg of 1524 was considered as the beginning of the Counter Reformation in Germany. The purpose of this paper is to analyse the divergent opinions which participants of the convent have had. For this purpose, I have compared two determinations in the convent, "Einigung" and "Reformordnung", with two documents which preceded the convent in Regensburg, the reform-constitution of Mühldorf (1522) and the motion of the dukes of Bayern for convent in Regensburg.

As a conclusion, I can say that there was conflict between the Habsburger and the Wittelsbacher in the way of the Counter Reformation. The Habsburger was moderate and the Wittelsbacher was radical. But at last a compromise was established between the Habsburger and the Wittelsbacher, so that the Catholic Church in Germany could make a league in order to fight with the Protestant.